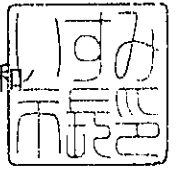


いすみ市公式ホームページ及び公式SNS運用要綱を次のように定める。

令和8年7月24日

いすみ市長 小路 正 和



いすみ市告示第129号

いすみ市公式ホームページ及び公式SNS運用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民等への情報発信の手段として利用するいすみ市公式ホームページ及びいすみ市公式SNSの適切かつ円滑な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いすみ市公式ホームページ 市が運用するインターネット上の公開用サーバに接続して表示される全てのページをいう。
- (2) いすみ市公式SNS X、LINE、Instagram等市が情報発信のために利用するソーシャルネットワーキングサービスの総称をいう。

(運用管理者)

第3条 いすみ市公式ホームページ及びいすみ市公式SNS（以下「市公式ホームページ等」という。）の運用を統括して管理するため、運用管理者を置く。

2 運用管理者は、企画政策課長の職にある者をもって充てる。

3 運用管理者は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市公式ホームページ等の全体の運用に関すること。
- (2) 市公式ホームページ等において発信する情報の内容に関する指導及び助言に関すること。
- (3) 市公式ホームページ等の利用に係るアカウントの登録、ID及びパスワードの管理に関すること。

(発信管理者)

第4条 市公式ホームページ等において発信する情報を管理するため、発信管理者を置く。

2 発信管理者は、市公式ホームページ等において発信する情報を所管する所属の長をもって充てる。

3 発信管理者は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 所管する事務事業に関する情報の発信に関すること。

(2) 発信した情報に関する質問、要望等への対応に関すること。

(情報発信の内容)

第5条 市公式ホームページ等において発信する情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市政に関する情報

(2) 市のイベントに関する情報

(3) 災害情報等緊急的に周知する必要がある情報

(4) 観光、地域資源及び市の魅力に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報

(市公式ホームページ等の運用)

第6条 市公式ホームページ等を利用する機器は、いすみ市情報セキュリティポリシーに規定するクライアント機器を利用するものとする。ただし、災害時等における緊急的に周知が必要な場合においては、市長又は運用管理者若しくは発信管理者のいずれかの許可を得て、規定外のクライアント機器を利用することができる。

2 情報の発信は、各所属において発信管理者の承認を経て行うものとする。

3 利用者からいすみ市公式ホームページに問合せがあった場合は、当該問合せに係る事務を所掌する所属において対応するものとする。

4 利用者からいすみ市公式SNSに意見、問合せ等の投稿があった場合は、原則として返信しないものとする。

(発信の制限等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する情報は、市公式ホームページ等において発信してはならない。

(1) 法令、条例等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 市の名誉を毀損し、又は信用を損なうもの

(4) 個人、団体等を誹謗中傷するもの

(5) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関するもの

- (6) 著作権、商標権、肖像権等の市又は第三者が有する権利を侵害する恐れのあるもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 有害なプログラム等に誘導するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) わいせつな表現その他の不適切な表現を含むもの
- (11) 虚偽又は事実誤認の内容を含むもの
- (12) 第5条に規定する情報と無関係のもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むページへのリンク

(著作権)

第8条 市公式ホームページ等に掲載する文章、画像その他の情報（以下「掲載情報」という。）に関する著作権、商標権、肖像権等の権利は、市又は正当な権利を有する者に帰属する。

- 2 利用者は掲載情報を私的使用のための複製、引用等、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用をしてはならない。ただし、いすみ市公式SNSのシェア機能等を使用して転載する場合は、この限りでない。

(運用の停止又は終了)

第9条 運用管理者は、市公式ホームページ等の運用を停止し、又は終了する場合には、その理由を市公式ホームページ等に掲載するものとする。

(免責事項)

第10条 市は、利用者が市公式ホームページ等の情報を用いて行う行為について、いかなる場合も一切の責任を負わないものとする。

- 2 市は、利用者がいすみ市公式SNSに投稿した情報について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 市は、市公式ホームページ等に掲載された情報に起因して利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、市公式ホームページ等の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(いすみ市ホームページ設置要綱の廃止)

2 いすみ市ホームページ設置要綱（平成17年いすみ市告示第3号）は、廃止する。